

現地調査の結果、標柱や堅固な囲障等がないため境界が不明確なものや、筆界未定のものが確認された。これらについては、境界確定事務、境界標柱の設置等について計画的に実施されたい。

【管財課】元北巨摩合同庁舎職員宿舍《1》、元運転免許センター《52》、

【用地課】河口湖陞川敷地《89》、滝戸川陞川敷地《102》

(5) 登記簿等の訂正を行うべきもの

登記簿上は存在するものの、公図上現地が特定できないものや、私人と交換し実質的に私有地となっているながら、相続問題により所有権移転登記ができないまま形式的に果有地となっているものが確認された。これらについては、実態を把握の上登記簿等を訂正されたい。

【管財課】元メリヤス工業指導所敷地《4》、

【用地課】御勅使川陞川敷地《58》

【医務課】山梨大学医学部水路敷《137》

(6) 維持管理を適切に行うべきもの

現地調査の結果、草刈り等が実施されておらず、維持管理が不適切と認められるものが確認された。これらについては、適切な維持管理を実施されたい。

【管財課】元静岡県肥料公社の一部《46》

【学校施設課】甲府西高等学校八ヶ岳学校寮《157》

(7) 現地確認を適切に行うべきもの

現地確認を怠っていたために、隣接者が無断で駐車場や資材置き場として利用している状況が確認された。これらについては、現地確認を行い適切な管理を実施されたい。また、貸付財産については、今後とも貸付先の利用状況等の実態把握を十分に行い、貸付目的どおりに利用されているかについて随時現地確認を実施するなどして、その妥当性を検証されたい。

【管財課】南甲府警察署周辺道路等敷地《3》、土地開発公社より購入地《5》

(8) 貸付等の手続の適正化を図るべきもの

貸付契約の締結などの手続がとられないまま、教職員の臨時駐車場、公民館敷地及び農地として使用されているものが確認された。これらについては、適正な手続をとられたい。また、陞川敷地を使用している場合に、陞川告示前から河川占用許可を受けていた者に対しては、当該占用者への早期譲渡を前提に既往使用料として河川占用料相当額を徴収しているが、使用期間が長期間にわたる場合は、貸付契約を締結されたい。

【管財課】元韭崎林務事務所《44》

【用地課】畔沢川陞川敷地《85》、鬘櫛川陞川敷地《84》

(9) 貸付財産の売却を検討すべきもの

長期間にわたり企業や個人等に貸付けている土地については、県がそのまま保有する必要性について十分検討の上、保有する必要がないと認められる場合は、賃借人への売却を進められたい。

【管財課】清水県有地個人等貸付地《19》～《26》

(10) 有効活用が困難な土地について隣接者等への処分を進めるべきもの

土地の形状が極端に細長いなど有効活用が困難な土地については、隣接者への売却を、市町村道路敷や公衆用道路敷となっているものについては、地元市町村への譲与をそれぞれ進められたい。

【管財課】南甲府警察署周辺道路等敷地《3》

【用地課】富士川陞川敷地《74》、旧利根川陞川敷地《90》、

【住宅課】元富浜田地敷地の一部《149》

(11) 未利用財産の有効活用を図るべきもの

現在、県においては、「山梨県行政改革大綱」の中で、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定する方針を打ち出している。未利用財産の中には、既に売却したものを含めて活用方針が決定されているものもあるが、今後の計画を検討中のもことや市町村との売却交渉が長期化しているものについては、計画決定や処分までの間の暫定的な利用を積極的に推進し、

県有地の有効活用を図りたい。また、利活用計画のないものについては、処分も含めた有効活用の方策について、早急に検討されたい。

- 【管財課】元中央合同庁舎（甲府保健所）《2》、元工業技術センター（旧木工・平成20年度以降普通財産となる区域を含めた利活用計画）《43》、元運転免許センター《52》
- 【用地課】甲府櫛形線廃道敷地《1233》
- 【企画課】北都留合同庁舎（富士東部建設事務所の使用部分を除く）《1555》
- 【リニア交通課】山梨リニア実験線建設土捨場《1255》（工事終了後の利活用計画）
- 【農業技術課】元果樹試験場万力圃場《1466》、総合農業技術センター（旧畜業試験場）《1566》

(12) 第三者による不法占用の解消を図るべきもの

廃川敷地等の一部については、不法占用の解消に向けた取り組みがなされているが、依然として不法占有状態が継続しているものが確認された。ただ、現実的な対応策としては、当該占有者への売却以外に解決策を見いだせないかと認められるため、過去の経緯や占有からの経過期間等を十分考慮した上で、引き続き払い下げに向け努力されたい。

- 【管財課】釜無川水害防備林土地《55》
- 【用地課】元釜無川水害防備林廃川敷地《57》、鎌田川廃川敷地《80》、浅川廃川敷地《116》、

(13) 平成12年度包括外部監査の指摘事項等に対し適切な措置を行うべきもの

平成12年度包括外部監査の指摘等の対象となった普通財産（土地）について、その後の措置状況を調査したところ、未だに十分な措置がとられていないものが確認された。これらについては、引き続き適切な措置を講じられたい。

なお、十分な措置がとられていない状況が認められたものは、次の6件で表7に示すとおりであり、各所管課から提出のあった措置状況に対し意見を付した。

- 【管財課】元中央合同庁舎（甲府保健所）《2》、中央森林組合貸付地（土地開発公社購入地）《30》、元梶原飼料公社の一部《46》、
- 【用地課】元釜無川水害防備林廃川敷地《57》、御勤使川廃川敷地《72》、鎌田川廃川敷地《80》

表7 平成12年度包括外部監査の結果に対する措置状況(平成19年9月30日現在)

NO.	1	2
所 管 課	管財課	管財課
口 座 名	元中央合同庁舎敷地	元飼料公社敷地
面 積 (㎡)	1,470.94	2,046.32
所 在 地	甲府市中央1-18-1	甲州市塩山西野原字城坂955
平成12年度包括外部監査結果における指摘等の内容	<p>1 未利用県有地(普通財産)の利用促進・処分促進をすべきもの 公舎や職員住宅の跡地等は、用途廃止後、各部署で使用の見込みがなければ総務部管財課に移管され、その有効活用及び処分を検討することになる。</p> <p>近隣に売却済みの案件、具体的に売却を検討中の案件もあるが、用途廃止後普通財産に振り替えられてから15年経つが、いまだに活用・処分方針が具体化していない案件もあり、事態の先送りにならないように具体的な期限を決めて活用処分を検討すべきである。</p>	<p>1 未利用県有地(普通財産)の利用促進・処分促進をすべきもの 公舎や職員住宅の跡地等は、用途廃止後、各部署で使用の見込みがなければ総務部管財課に移管され、その有効活用及び処分を検討することになる。</p> <p>近隣に売却済みの案件、具体的に売却を検討中の案件もあるが、用途廃止後普通財産に振り替えられてから15年経つが、いまだに活用・処分方針が具体化していない案件もあり、事態の先送りにならないように具体的な期限を決めて活用処分を検討すべきである。</p>
現在に至るまでの取組状況	<p>隣接する中央公園と一体としての活用も検討しているが、甲府市中心商店街活性化との関係もあり、活用策が定まっていない。しかしながら、甲府地方検察庁が建て替えられることになり、当面はその仮設庁舎用地として利用することになっている。</p>	<p>敷地の奥に地殻活動観測施設があるため、進入路の確保が必要ことから、敷地全体の貸付や、市町村での活用について検討していきたい。</p>
意見	<p>現在、甲府警察署の臨時駐車場として活用するなど公用、公共用の一時利用に供しているが、中央公園に隣接した舞鶴通り沿いの一等地であるため、有効利用の方策について早急に検討されたい。</p>	<p>引き続き、敷地全体の貸付や市町村での活用について検討されたい。また、草刈り等の維持管理を適切に実施されたい。</p>



NO.	3	4
管 課	管理財産	用地課
口 座 名	中央森林組合貸付地	鎌田川尻川敷地
面 積 (㎡)	1,027.31	7,552.00
所 在 地	甲府市住吉1-102-14	甲府市高室町・大津町、中巨摩郡玉穂町榎葉寺
意 見	平成12年度包括外部監査結果における指摘等の内容は、速やかに同様な手続きを経て貸付の契約をすることが必要であるが、適切に契約されていない事例があった。	平成22年2月占用許可期間終了後、第三者が不法に重機、石等の資材置場・作業場として等として占拠していることが判明し、以後、本人への事情聴取、明け渡し交渉、内容証明郵便による明け渡し催告等を行っていたが、平成7年2月以降は不法占拠解消のための折衝・交渉等の記録がない。 本件は、将来、鎌田川の改修計画があること、対岸にある県工業技術センター等の駐車場、南部工業団地、サイエンスパーク用地等としての利用計画があること、面積も大きいことから早急に不法占拠状態の解消に努められたい。
	現在に至るまでの取組状況 H13.9から貸付面積を変更した。	不法占用については、平成13年度に状況を再調査し、当事者と話し合いを進めた。相手方の取得時効の主張がある中で、占用者とも現実的な解決を図るため払い下げの検討もしたが、結果的に話し合いは物別れとなった。 近い将来、鎌田川の再改修時の用地買収における解決に委ねる以外に道はない。との判断に至っている。

NO.	5	6
管 課	用地課	用地課
口 座 名	元釜無川水害防備林跡地	御勅使川右岸廃川敷地
面 積 (㎡)	6,551.00	176,971.00
所 在 地	南アルプス市鏡中条・下今井	韮崎市竜岡町、南アルプス市有野・六科
意 見	平成12年度包括外部監査結果における指摘等の内容は、速やかに同様な手続きを経て貸付の契約をすることが必要であるが、適切に契約されていない事例があった。	平成12年度包括外部監査結果における指摘等の内容は、速やかに同様な手続きを経て貸付の契約をすることが必要であるが、適切に契約されていない事例があった。
	現在に至るまでの取組状況	現在に至るまでの取組状況

意 見	公有財産事務取扱規則第21条によれば、公有財産については、随時現況を調査し良好な維持保全に努め、適正な管理をしなければならぬこととされている。不法占用地については、引き続き当該占用者に払い下げることにより、その解消を図るべく努力されたい。	公有財産事務取扱規則第21条によれば、公有財産については、随時現況を調査し良好な維持保全に努め、適正な管理をしなければならぬこととされている。不法占用地については、引き続き当該占用者に払い下げることにより、その解消を図るべく努力されたい。
-----	---	---